

資 料

アメリカ法判例研究 (30)

アメリカ最高裁研究会
(代表者 宮川 成雄)

I グーグルによる API コードの複製使用が フェアユースとされた事例

—— Google LLC v. Oracle America, Inc., 141 S. Ct. 1183 (2021) ——

藤野 仁三

II 水質浄化法に係る環境保護庁の 解釈規則と Chevron 敬讓

—— County of Maui v. Hawaii Wildlife Fund,
140 S. Ct. 1462 (2020) ——

森田 崇雄

I グーグルによる API コードの複製使用が フェアユースとされた事例

— Google LLC v. Oracle America, Inc.,
141 S. Ct. 1183 (2021) —

1 事実

(1) 背景

上告人のグーグル (Google) は2005年、パソコン用ソフトウェア・プラットフォームを開発した Android 社を買収した。Android 社買収後、Sun Microsystems 社にプログラム言語 'Java' の使用許諾 (ライセンス) を申し入れて、交渉を開始した。交渉が不調におわり、グーグルは新しいプラットフォームを自社で開発することにした。

パソコン用プラットフォームをスマートフォン用のプラットフォームに改変するためには、バッテリー容量の問題や GPS 対応など解決しなければならない技術的な問題があった。そのため、グーグルは Java SE の Application Programming Interface (API) のプログラムコードの一部 (11,500行相当) を複製して、社内技術者に新しいプラットフォーム開発にあたらせた。

(2) API コード

a) コードの基本 3 要素

コンピュータは膨大な量のタスクを処理するが、そのタスクを仕分、管理するのが API と呼ばれるプログラムである。ソフトウェアの開発者 (以下、ソフト開発者) は、API を使用することによって特定のタスクについての作業を大幅に簡略化することができる。

Java API は、「実装コード」 (implementing code), 「メソッド・コール」 (method call) 及び「宣言コード」 (declaring code) の 3 つの基本要素から構成されている。個々のタスクは「メソッド」 (method) と呼ばれ、類似するメソッドを「クラス」に分類し、関連するクラスを「パッケージ」に分類している。このような「メソッド・クラス・パッケージ」の分類は、「SSO」 (structure, sequence and organization) と呼ばれている。

ソフト開発者は、作業をおこなうタスクを、実装コードを使って選ぶことができる。この実装コードは、グーグルが製作したものであり、複雑なソフトウェア開発には不可欠なツールである。特定のタスクに対応するコマンド（これが「メソッド・コール」と呼ばれる）をコンピュータに入力すると、実装コードが選択されそれが膨大な量のタスクをコンピュータ上で処理してくれる。この作業は、Java 言語に習熟したソフト開発者にとっては使い慣れた手法である⁽¹⁾。

メソッド・コールが宣言コードに届くと、宣言コードはタスク名称とその所在をコンピュータの画面上に表示するので、ソフト開発者は実装コードで書かれた膨大な数のタスクを処理することができるようになる。

同様に、メソッド・コールで正しい実装コードを選択し、それをコンピュータ画面に表示することもできる。ソフト開発者はメソッド・コールを入力するだけで所望の実装コードを選択できるので、API の使用に際して実装コードについての知識は不要となる⁽²⁾。

b) コードの複製

グーグルは Android プラットフォームの開発にあたり、Java API のタスク実行プログラムも実装コードも複製していない。タスク実行プログラムは自社で作成したものであり、実装コードは、Java API と Android コードに依拠して作成したものである。パッケージの宣言コードも自社で作成したものである。確かに37個のパッケージについては、API コードの一部を複製しているが、それはタスクの名称や、クラスやパッケージなどの名称についてのコードである。

このコードが複製されたことにより、グーグルのソフト開発者は使い慣れた

- (1) この手法を説明するため、法廷意見は、2つの整数（4と6）のどちらが大きいかを決定する場合の手順を例示している。使用する入力式は、`java.lang.Math.max()` で、`java.lang.` はパッケージに対応し、`Math` はクラスに対応する。`max` の後の括弧（）に整数の4と6を入れれば、どちらの整数が大きいかコンピュータが回答してくれる。
- (2) このことを説明するために、法廷意見はロボットに料理の注文をさせる手順を例示する。「キャビネットに行きなさい」、「キャビネットの特定の引き出しを開きなさい」、「そこにある特定のレシピを取り出きなさい」、「そのレシピを調理場に持ってゆき、料理人に渡しなさい」と指示すれば、ロボットを使って所望の料理の注文を完了することができる。これは、API のタスク関連の組織系統を反映するもので、簡単なコマンドを使って一連の仕事の流れを指示できると説明している。

タスク・コール・システムを利用することができるようになった。もしそれが使えなければ、所望のタスクを呼び出すために異なるシステムを始めから学び直さなければならなかったであろう。

(3) 訴訟の提起

被上告人のオラクル (Oracle) は2009年、Sun Microsystems 社を買収し、Java 関連の知的財産権を得た。翌2010年、グーグルに対し特許権と著作権の侵害訴訟を提起した。地裁は、著作権侵害請求、特許権侵害請求、損害賠償請求を審理すること、裁判官が著作権保護の適格について審理し、陪審が侵害問題とフェアユース抗弁を審理することを決定した。

陪審は著作権侵害についての請求の一部を認めたが、特許侵害請求についてはオラクルの請求を退けた (特許侵害請求はその後に取り下げられた)。フェアユース抗弁については陪審の意見が割れ、裁判官は、API コードが著作権の保護を受けないと判決した。

事案は連邦巡回区控訴裁判所 (CAFC) に控訴された。CAFC は地裁の判決を退け、宣言コードも SSO も著作物であると判決した。しかし、フェアユース抗弁については、証拠が不十分であったとして事案を地裁に差戻した⁽³⁾。グーグルは控訴審判決に対する裁量上訴 (certiorari) を連邦最高裁に提出したが、最高裁はそれを受理しなかった⁽⁴⁾。

差戻審で地裁の裁判官は、フェアユースが立証されているかどうかを証拠の優越基準 (preponderance of the evidence) によって判断するよう陪審に説示した。陪審は、評議の結果、API コードの一部をグーグルの新しいプラットフォームに使用したのはフェアユースであると評決した。

オラクルはこの判決を不服として、再度、CAFC に控訴。CAFC は、すべての事実問題についてグーグルの主張を認めたものの、フェアユースについてはそれを認めず、著作権侵害に対する損害賠償を審理するよう改めて事案を地裁に差し戻した⁽⁵⁾。

グーグルはこの判決に対して2度目の裁量上訴を連邦最高裁に提出し、連邦最高裁はそれを受理した。最高裁は原審の判決を破棄し、事案を差戻した⁽⁶⁾。

(3) Oracle Am., Inc. v. Google Inc., 750 F.3d 1339 (Fed. Cir. 2014).

(4) Google, Inc. v. Oracle Am., Inc., 576 U.S. 1071 (2015).

(5) Oracle Am., Inc. v. Google, Inc., 886 F.3d 1179 (Fed. Cir. 2018).

(6) Google LLC v. Oracle Am., Inc., 141 S. Ct. 1183 (2021). この訴訟はおおよそ10

2 争点

グーグルによる Java SE API の一部コードの複製は著作権侵害となるか。侵害となる場合、フェアユースの抗弁は認められるか。

3 判決

グーグルによる Java API コードの一部複製はフェアユースであり、著作権侵害にならないとして原審判決を破棄・差戻した。Breyer 裁判官が法廷意見を執筆し、Roberts 首席裁判官、Sotomayor, Kagan, Gorsuch, Kavanaugh の各裁判官がそれに同調した。Thomas 裁判官は反対意見を提出し、Alito 裁判官が同調した。Barrett 裁判官は審理に不参加。

4 判決理由

[法廷意見]

(1) 制定法の規定

現行著作権法 (The Copyright Law of 1976, Title 17) の下記の規定が本件に関連する。具体的には、著作権保護のための基本条件に関する102条 (a)、著作物性が認められる対象物を例示した102条 (a)、著作物性のない対象物を例示した102条 (b)、著作権侵害とならない行為類型を例示した107条などである。

107条にもとづくフェアユースの判断は、少なくとも4つの要素を考慮して行なわなければならない。①使用の目的と性質 (商用、非営利の教育的目的を含む)、②著作物の性質、③著作物全体に対して使用部分の分量と実質性、④潜在的市場や価値に対する影響⁽⁷⁾である。

年にわたり争われた。この長期間におよぶ訴訟を継続した背景には、両当事者の別件訴訟での成功体験があると思われる。グーグルは、電子図書館デジタル・スキャンをめぐる著作権侵害でフェアユース抗弁が認められており (Authors Guild v. Google, Inc, 804 F.3d 202 (2d Cir. 2015))、オラクルは、同業ソフトウェア会社に対する著作権侵害訴訟 (Oracle Corp. v. SAP AG, 765 F.3d 1081 (9th Cir. 2014)) で勝訴した。

(7) 著作権法107条 [排他的権利の制限：フェアユース] は以下のように規定する。

「第106条および第106A条の規定にかかわらず、批評、解説、ニュース報道、教授 (教室における使用のために複数のコピーを作成する行為を含む)、研究または調査等を目的とする著作権のある著作物のフェアユース (コピーま

(2) コンピュータ・プログラムの著作物性

グーグルは本件で、Java API が著作物であるかどうか、グーグルによる API コードの一部複製がフェアユースにあたるか——の2つの論点を提起した。著作権法は、コンピュータ・プログラムを著作物と認める一方、「プロセス」や「操作方法」に関しては著作権による保護を認めていない。そのため、グーグルは本件で、Java API が操作方法にあたると主張し、当法廷にその確認を求めている。

技術、経済、ビジネスをめぐる環境がめまぐるしく変わっている今日の状況に鑑みて、当法廷は、当事者間の紛争解決に必要な最低限の事項についてのみ判断をすべきであり、それ以上は踏み込むべきではない。本件では、行論上 (purely for argument's sake)、Java API 全体が著作物であるとの前提で検討することとする⁽⁸⁾。

一般的に、コンピュータ・プログラムは機能的な目的をもつ点で他の著作物と異なる。連邦議会がその保護のための法制化に長い年月をかけたのもそのためであった。議会はコンピュータ・プログラムを特別扱いしておらず、コンピ

たはレコードへの複製その他第106条に定める手段による使用を含む)は、著作権の侵害とならない。著作物の使用がフェアユースとなるか否かを判断する場合に考慮すべき要素は、以下のものを含む。

- (1) 使用の目的および性質 (使用が商業性を有するか又は非営利的教育目的かを含む)、
 - (2) 著作権のある著作物の性質、
 - (3) 著作権のある著作物全体との関連における使用部分の量および実質性、及び
 - (4) 著作権のある著作物の潜在的市場または価値に対する使用の影響。
- 上記のすべての要素を考慮してフェアユースが認定された場合、著作物が未発行であるという事実自体はかかる認定を妨げない。」
- (8) Thomas 裁判官の反対意見 (後出) は、この部分についての法廷意見を、主要争点を迂回するものと批判しているので、法廷意見の該当部分を参考に引用しておく。“A holding for Google on either question presented would dispense with Oracle’s copyright claims. Given the rapidly changing technological, economic, and business-related circumstances, we believe we should not answer more than is necessary to resolve the parties’ dispute. We shall assume, but purely for argument’s sake, that the entire Sun Java API falls within the definition of that which can be copyrighted. We shall ask instead whether Google’s use of part of that API was a ‘fair use.’” (III. B. Para. 2.).

ュータ・プログラムの排他権は他の著作物と同様の制限に服する。本と映画ではフェアユースの適用が異なる。コンピュータ・プログラムもその適用は異なる。連邦議会は「オール・オア・ナッシング」と択一的に適用することを意図していない。

(3) 当事者の主張

グーグルは、「フェアユースは、陪審が判断すべき問題である」、「陪審がグーグル勝訴の判断をくださった以上、控訴審での審理は、陪審の判断が『実質的な証拠』により支持されているかどうかに関限されるべきである」と主張する。その主張に対し原審は、「フェアユースの問題は事実問題と法律問題が混在する問題である」、「陪審の事実認定を尊重すべきではあるが、最終的には事実によってフェアユースが裁判官の判断すべき法律問題であることを立証しているかどうかである」と述べている。

当法廷は原審の解釈を支持する。当法廷は、フェアユースが法と事実の混合した問題であることを先例で指摘している⁽⁹⁾。フェアユースの本質は法律問題であり、判例で解釈上の指針が示されてきた。しかし、フェアユースについての結論を出すためには、従属的ではあるが事実問題—将来市場への影響や複製された分量なども考慮しなければならない。

また、グーグルは、陪審の事実認定を原審が再審理したことが、陪審裁判を保障した憲法第7修正(7th Amendment)に違反するとも主張する。しかし、本件は最終的に法律問題であり、陪審判断の再審理禁止原則に違反したことはない。また、フェアユース抗弁は「陪審裁判を受ける権利」に含まれるとするグーグルの主張も当を得ない⁽¹⁰⁾。

APIコードを構成する基本的な要素は「実装コード」、「メソッド・コール」及び「宣言コード」であるが、本件の場合、実装コードはグーグルが自ら作成したものである。

(4) 4要素の検討

著作権法にもとづく保護には2つの制限がある。一つは、思想、手順、方法、システム、操作方法、原則・発見などにその保護が及ばないこと(法102

(9) Harper & Row v. Nation Enterprises, 471 U.S. 539 (1985).

(10) Markman v. Westview Instruments, Inc., 517 U.S. 370 (1996).

条 (b))。二つめは、第三者が著作物を公正に使用した場合、その使用を排除できないこと (同107条) である。グーグルは、これらの制限が本件に適用されると主張する。

当法廷は、Java API が著作物であるとの前提にたち、グーグルによる Java API コードの一部複製がフェアユースにあたるかどうかを判断する。結論から言えば、グーグルによる API コードの一部複製は、ソフト開発者が新しいプログラムを作るための作業に必要なコードに限定されており、それは素材の適正な利用に当たる。

フェアユースの原則は、イノベーションへの影響を考慮し、弾力的に適用されなければならない。コンピュータ・プログラムの場合、機能的な目的に使用されるため、他の著作物の場合とは異なっているからである。

グーグルは、フェアユースが事実問題であり、陪審が判断すべきであると主張するが、フェアユースは事実問題と法律問題の両方を含むもので、陪審の判断を尊重するとしても、法律問題として裁判官が判断すべき問題でもある。裁判官が陪審の判断を再審理したとしても、それによって法律上の問題が生じるものではなく、陪審裁判を受ける権利 (憲法第7修正) にも抵触しない。したがって、グーグルの主張は失当である。

Java API から37のパッケージを複製したグーグルの行為がフェアユースであるかどうかを判断するため、著作権法107条が定める4つの要件 (「著作物の性質」, 「使用目的とその性質」, 「使用量と使用比率」, 「将来市場への影響」) を適用して検討する。

a) 著作物の性質

本件でグーグルが複製したのは、具体的にはユーザー・インターフェース (UI) の一部である。この UI を使うことにより、ソフト開発者はコマンドを自分のコンピュータに入力するだけで最新のコードにアクセスできる。しかし、そのコードは、コンピュータに何らかのタスクを実行するよう指示するものではない。本件で複製されたコードは、著作物ではない「アイデア」に相当するものであり、グーグルが作成したコードと結合している。それは、一般的なコンピュータ・プログラムとは異なるもので、API システムに慣れたソフト開発者の努力によって構築されたものである。

これらのことを勘案すると、本件でグーグルによるフェアユース抗弁を認めたとしても、連邦議会がコンピュータ・プログラムに著作権の保護を付与した立法目的に反することにはならない。

b) 使用目的とその性質

使用の目的とその性質については、特定のコードの複製が何らかの変更をもたらすもの (transformative) であるかどうかが重要である。つまり、複製により、既存の目的や性質に何らかの異なるものが追加されているかどうかである。グーグルによる API の一部コードの複製は、ソフト開発者が異なるコンピュータ環境の中で使い慣れたプログラム言語を使い続けるために必要な最低限の環境整備である。

その目的は、新しいコンピュータ環境でタスク関連システムを作り、それを普及させる新しいプラットフォーム (つまり、Android プラットフォーム) を作ることである。既存のインターフェースを利用することによって、コンピュータ・プログラムが更に発展することは文献等ですでに証明されている。

本件における複製の目的は、著作権法が目的とする創造性の発展に合致したものである。

c) 使用量と使用比率

API コード全体は、286万行 (lines) におよぶコンピュータ・コードによって構成されている。その中からグーグルは、約11,500行の宣言コードを複製した。それは API 全体から見ると0.4%にすぎない。使用量とその実質的影響は小さい。複製されたのはインターフェースであり、ソフト開発者がアクセスできる他のコードと不可分に結合しているものである。その複製は、創作性や審美性のためではなく、多くのソフト開発者がその能力をスマートフォン用のソフト開発に発揮できるような環境を整備するために行われたものである。

実質性 (substantiality) 要件は、何らかの改変をもたらすような使用についてはフェアユースを認めている。

d) 潜在的市場への影響

グーグルが開発したのは、スマートフォンやタブレットなどのモバイル機器用オペレーティング・システム (OS) の開発のために使用するプラットフォームである。このプラットフォームは、Java SE と市場で直接には競合しない。Java SE のインターフェースを別の市場で利用することで、所有者 (著作権者) が利益をえることは文献等でも報告されている。仮に、別の市場での利用に対しても著作権保護を認めるならば、それは排他権の拡張的な行使を認めることになり、異なる市場での新しい技術の創造を阻害するおそれがある。

したがって、潜在的市場への悪影響という観点からも、Java API の一部コードの複製はフェアユースであると認められる。地裁が著作権の侵害責任が免除

されると認定したことを支持する。

[Thomas 裁判官による反対意見]

(1) API の著作権保護問題

提起された「API コードは著作権法の保護を受けるか」という問題について、法廷意見は実質的な議論を行わず、著作権保護を所与の前提としてフェアユースの諸否を判断した。これは提起された問題を迂回するものである。グーグルによる複製をフェアユースと認めたことは、コンピュータ・コードに著作権保護を認めた連邦議会の意図に反する。

(2) 4 要素の優先順位

先例では、制定法上の第 4 要素（経済的影響）が最も重要であり、第 1 要素（使用の目的・性質）がそれに続く⁽¹¹⁾。しかしながら、法廷意見は、第 2 要素（著作物の性質）を最初に取り上げ、実装コードと宣言コードを区別し、API コードの著作物性を否定した。本来、両者はコンピュータ・コードとして著作権の保護を受けることができるものである。

5 判例研究

(1) フェアユース判例の現状

フェアユースはコモンローを根拠とした侵害申立てに対する抗弁として主張されてきた。1976年に著作権法に四つの要件—「利用目的および性質」、「著作物の性質」、「利用された分量と実質性」、「利用による経済的影響」—が導入されたが、その定義や射程は必ずしも明確にはなっていない。著作権法上の重要な原則であるが、体系的な研究も進んでいない⁽¹²⁾。

判例数も、他の著作権法上の問題にかんするものと比べると圧倒的に数が少ない。連邦最高裁の判例も *Sony v. Universal City Studios* 事件判決（1984）を

(11) *Harper & Row, Publishers, Inc. v. Nation Enterprises*, 471 U.S. 539, 566 (1985).

(12) Barton Beebe 著（城所岩生（訳））「米国著作権法フェアユース判決（1978-2005年）の実証的研究（1）」知的財産法政策学研究会（北海道大学）21巻（2008年），117頁（「フェアユース抗弁の重要性、またフェアユースに対する多大な学問的関心にもかかわらず、……組織的で包括的な解説は未だに存在しない。」）参照。

含め4件にすぎない⁽¹³⁾。下級審裁判所の重要判例も限定されているのが現状である⁽¹⁴⁾。

(2) コンピュータ・プログラム保護

コンピュータ・プログラムは、著作権法による保護を受けることができる。しかし、保護対象を広く認めると、他の創作を不当に阻害することにつながり、著作権法の立法趣旨と異なる結果となる。そのため、保護される対象と保護されない対象を明らかにする必要性が指摘されている。特にインターフェースについては、保護対象に含めるべきではないとの主張が強い⁽¹⁵⁾。

しかし、連邦最高裁はこの事件でこの問題に直接回答を与えず、インターフェースの著作権保護を所与の前提としてフェアユースの判決を下している。したがって、今後この問題が再燃する可能性も否定できない。コンピュータ業界では、インターフェースの著作権保護についての曖昧さを払拭するものとして、本判決を好意的に評価している⁽¹⁶⁾。

連邦最高裁がなぜ本件でフェアユースを認めたか。その背景の一つに、最高裁の公益性重視の姿勢がある。最高裁はこれまで、技術者が自由に利用できる資源に対して知的財産権を行使することを認めないという姿勢を維持してきている。インターフェースをそのような資源とみなせば、最高裁の今回の判決は理解しやすい。公益性重視の判断は、特許事件で顕著である⁽¹⁷⁾。

(13) Sony v. Universal City Studios, Inc., 464 U.S. 417 (1984) ; Harper & Row, Publishers, Inc. v. Nation Enterprises, 471 U.S. 539 (1985) ; Stewart v. Abend, 495 U.S. 207 (1990) 及び Campbell v. Acuff-Rose Music, Inc., 510 U.S. 569 (1994) の4件である。

(14) 前掲注12論文141頁 (「われわれが、現代アメリカ合衆国のフェアユース判例法という場合、基本的に最高裁、第2および第9控裁、およびニューヨーク南部地区地裁の4裁判所が出した、122件の意見および他地区の連邦裁判所の出した、これらの意見の後継意見を指すことになる。」) 参照。

(15) 例えば、Joseph Gratz & Mark A. Lemley, *Platforms and Interoperability in Oracle v. Google*, 31 HARV. J. OF L. & TECH. 603, 609 (2018)。

(16) 例えば、Pamela Samuelson, *Reimplementing Software Interfaces Is Fair Use—A Multifaceted Rationale for Denying Oracle's Claim against Google*, 64 COMMUNICATIONS OF THE ACM 26 (2021)。この論考の掲載誌は、コンピュータ技術者向けの信頼できる業界情報を提供する月刊誌として知られている。

(17) 例えば、藤野仁三『ロバーツ・コートの特許のかたち——アメリカ最高裁の重要判例』(八朔社、2021年)、22頁参照。

(3) ビジネスへの影響

本件で問題となったのは Android プラットフォームで使用された Java API である。このプラットフォームから Android OS というオペレーティングシステムが生まれた。Android OS は、アップルの iOS と並びスマートフォン市場を二分する。

Android OS は、アップルの iOS と異なり、衆知を集めて開発されるオープン・ソース・ソフトウェア (OSS) である。その成果は無償で公開され、一種のパブリック・ドメインとなっている。

当初、アマゾンやマイクロソフトは、Java API の使用のための有償ライセンスを取得していたという。しかし、その後にアマゾンはグーグルの Android に乗り換えて Kindle に使用している。また、韓国の Samsung 社も Java ライセンスのロイヤルティの引き下げを要求し、オラクルはそれに応じざるを得なかったという。このように、グーグルの複製問題は、オラクルにとってはビジネスに直結した看過できない問題であった。

この事件が社会的な注目を集めたもう一つの理由に、グーグルが国内外に多くの反競争法違反訴訟を抱えていた点がある。GAF A の一翼として世界市場を席卷するグーグルに対する反感が、オラクルへの共感を誘ったという側面も否めない。

(藤野仁三)